

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月14日現在

機関番号：24505

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22592561

研究課題名（和文） 住民の生存権を護る保健師活動に関する研究

研究課題名（英文） The Study on Activitis of Public Health Nurse for guaranteeing the right to life.

研究代表者

岩本里織（IWAMOTO SAORI）

神戸市看護大学・看護学部・准教授

研究者番号：20321276

研究成果の概要（和文）：

「生存権を護る活動」に関する活動指標を作成するために、既存文献および保健師への面接調査から11カテゴリ49項目の当活動項目を抽出し、その妥当性を検討するために、保健師および保健師経験のある大学教員へ質問紙調査を実施した。その結果、保健師の生存権を護る活動項目について、「重要である、やや重要である」の回答が8割以上であった10カテゴリ44項目であり、生存権を護る保健師活動として重要な項目であることが確認された。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this study is to clarify Public Health Nurse's(PHNs) activitis for guaranteeing the right to life..

Method:The investigation for collecting items of PHN's activitis for guaranteeing the right to life was conducted by literature reviews and PHNs' interviews . As a result, 11 categories and 49 items were extracted.In order to verify the validity of these items, a questionnaire was conducted. The candidates of a survey were PHNs and PHN Educators.Results:Items which 80 percent of the person marked 'important' and 'slightly important' was 44 items. Then these items were corroborated the validity as activities for guaranteeing the right to life.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：看護学・地域・老年看護学

キーワード：公衆衛生看護 健康格差 生存権 保健師

1. 研究開始当初の背景

近年の地方分権化の流れや、地方自治体の財政的問題により、行政機関の公的扶助が低下し、多くのサービスが民間に委託されつつ

ある。国の保健行政は自分の健康は自分で護る自助努力を強調し、民間でできることはできるだけ民間へ委託する方向にあり、地方自治体における保健活動はサービス提供体制整備支援や

質保証などに限定される傾向にある。このように公的扶助が低下した状況下で、保健師の仕事として重要性を帯びているのは健康マイノリティへの対応（ホームレス、在日外国人、ハンセン氏病等差別を受けやすい人、社会的弱者、僻地）である。日本国憲法 25 条では国の公衆衛生の向上及び推進義務が謳われ、すべての国民の健康・幸福の公平性が保証されている。それを支援するのが保健師らの努めである。

海外の取り組みの実情を見ると、イギリスなど欧米各国では健康の不平等（inequality）の問題は早くから取り上げられ対策が講じられている。当研究者が視察したカナダにおいても、健康の不平等への取り組みに関する教育が看護基礎教育の段階から実施されていた。しかしながら、日本は「格差」「不平等」に対する実態把握が遅れたこともあり、これらに対する取り組みは遅れているのが実情である。

当研究者らは、既研究において保健師が住民の健康を護る評価指標である「公衆衛生基本活動遂行尺度」を開発した。この尺度は、住民の生存権を護る保健師活動の評価に主眼をおき、12項目で構成され、「アクセスと公平性の推進」「健康危機への予防的対応」「サービスの質と量の評価」の3つの下位因子から成り立っている。これは、保健師の公衆衛生の基本的な活動状況の評価する一方法として、現場の保健師などに活用していただいている。一方でこれは各項目の評価が10段階の数値評価であり、その数値がどのような活動の状況を示すかが分からず評価しにくいという声が聞かれている。保健師の活動を適切に評価するには定量的評価のみならず、定性的評価が必要である。

一方、当研究者が実施した全国調査によると、公衆衛生基本活動遂行尺度の下位尺度である住民の生存権を護る活動の「アクセスと公平性の推進」遂行能力の現状は、経験年数が5年未満の平均得点は10.3点（最大得点25点）であり、経験年数が26年以上の熟練者の平均得点は12.4点であった。初任者と熟練者との得点に有意差はあり、実践経験を積むことで能力の向上が見られている。しかしながら20年以上の実践経験を積んでも約2点の得点増加しかなく、実践現場の中での効果的な能力向上の機会がないことが伺える。本能力を向上させるための効果的な学習方法を確立していくことも必要である。そのため住民の生存権を護る活動能力の向上のための学習教材を作成することも必要である。

そこで本研究において、住民の生存権を護る保健師の活動能力を高めることを目指して、その活動内容を明文化し質的評価指標を開発すること、およびその能力を習得するため

の教材の一つである活動事例集を作成することを目的とする。

2. 研究の目的

本研究において、住民の生存権を護る保健師の活動能力を高めることを目指して、その活動内容を明文化し質的評価指標を開発し妥当性を検証することを目的とする。

3. 研究の方法

1) 住民の生存権を護る保健師の活動内容についての項目作成を行った。

(1) 調査対象と方法：調査の対象は、既存文献と先駆的活動を実践している熟練保健師である。まず、既存文献の検討により「生存権を護る保健師活動」に関する活動の概要および定義を行った。その結果、生存権を護る活動とは、「社会的状況により人々の健康が著しく阻害された状況を解決するための保健師の活動」定義された。次に、既存文献の調査結果を元に、生存権を護る保健師活動と思われる活動を実施した保健師らへのインタビュー調査を行った。

(2) 調査内容は、①健康被害・問題の状況についてどのようなきっかけや方法

②健康被害・問題の社会的要因の把握方法

③地域住民に健康被害・問題が生じている状況について公にする方法

④健康被害・問題の二次被害を予防したり、他の住民の偏見を取り除くなどの活動

⑤保健師や他の関係職種間での問題共有

⑥どのような関係者への働きかけの内容や方法

⑦健康被害・問題を持つ対象者自身への支援内容

⑧健康被害・問題を持つ対象者の問題を解決するために講じた対策、などである。

(3) 分析方法：研究者らが「生存権を護る保健師活動」であると思われる活動を抽出し、活動のプロセスごとに整理し、意味内容が類似すると思われる活動毎に分類した。その結果「生存権を護る保健師活動」項目として、11カテゴリ、44項目を抽出した。

2) 生存権を護る保健師活動内容に関する項目の妥当性の検討について、1)により抽出した生存権を護る保健師活動項目の妥当性を検討するために、保健師らへの質問紙調査を実施した。これは、「生存権を護る活動」事例は過去の活動が中心であり本活動項目が現代の保健師の「生存権を護る活動」としても重要であるかを検証するためである。

(1) プレ調査の実施：本調査に先立って、「住民の生存権を護る保健師活動」内容に関する調査票について、調査項目の分かりやすさや表現方法等について、内容の妥当性について意見を得るために、プレ調査を行った。プレ調査の対象は、研究者が所属している研究会メンバーのうち同意が得られたものである。プレ調査の結果、項目の精選および表現の修正をおこなった。

(2) 本調査の実施：本調査の対象者は、全国の保健所・保健センターから無作為抽出した各 100 か所に勤務する保健師経験年数 5 年以上の保健師（各施設には 5 通の質問紙を送付）および全国看護系大学から無作為に抽出した 100 大学に勤務する保健師経験 3 年以上の保健師教育をする教員とした。

4. 研究成果

1) 「生存権を護る保健師活動」に関する項目について

生存権を護る保健師活動に関する文献および生存権を護る活動を実施した保健師 9 名へのインタビュー調査から、表の活動項目を収集した。(表 1 参照)

表 1

具体的な活動内容
1. 生活の場に向く中で、潜在的健康被害・問題を察知する ① 個別事例に関わる中で、対象者や家族が困難な状況(生命に影響を及ぼす、生活に支障をきたすなど)に置かれている状況に気づく ② 複数の個別事例に関わる中で、共通する困難な状況(生命に影響を及ぼす、健康や生活に支障をきたすなど)が生じていることに気づく ③ 地域に向く中で、今までない健康被害・問題に気づく ④ 地域データを分析する中で、今までない健康被害・問題に気づく ⑤ 他の地域の健康被害・問題の状況を知ることで、担当地域での発生状況を確認する
2. 現状の保健事業や保健政策では対応が困難な健康被害・問題が生じていることとその背景を明らかにする ① 家庭訪問により、現状の保健事業では対応が困難な健康被害・問題があることを明らかにする ② 特定の地域を調査し、現状の保健事業では解決が困難な健康被害・問題が生じていることを確認する ③ 共通する健康被害・問題を持つ対象者へ調査を行い、健康被害・問題の全体像を明らかにする ④ 関係者や関係機関へ調査を行い、健康被害・問題の全体像を明らかにする ⑤ 共通する健康被害・問題を持つ対象者の家庭訪問等を行う中で、共通する背景を見出す ⑥ 疫学的調査を通じて、健康被害・問題と社会的要因との因果関係を明確にする
3. 共通する健康被害・問題を持つ対象者や家族をエンパワーする ① 共通した健康被害・問題を持つ対象者や家族が出会う場をつくる ② 共通する健康被害・問題を持つ対象者や家族が主体的に活動できる場・機会を持つ ③ 対象者や家族が健康被害・問題の解決に向けて力を発揮できるように支援する ④ 健康被害・問題の社会的状況を解決するために、対象者や家族と協同する
4. 健康被害・問題が生じた状況について正しい知識を提供し二次被害や偏見を取り除く ① 健康被害・問題を持つ対象者や家族へ、正しい情報や知識を提供し、二次被害や偏見を取り除く ② 健康被害・問題を持つ対象者の周辺地域住民へ、正しい情報や知識を提供し、二次被害や偏見を取り除く
5. 保健師間で健康被害・問題について確認する ① 保健師間で、健康被害・問題を持つ対象者や家族の状況を共有する ② 保健師間で、健康被害・問題で対象者や家族への保健師の関わり方について検討する ③ 保健師間で、当該健康被害・問題に関する知識を得るための学習を行う
6. 健康被害・問題の解決に向けて協力者と協同する ① 健康被害・問題の解決に向けた協力者を巻き込む ② 健康被害・問題の状況を協力者・協力組織と共有する ③ 健康被害・問題の解決に向けた協力組織を立ち上げたり、立ち上げに協力する ④ 健康被害・問題の解決に向けて、協力者・協力機関と方策を変える
7. 健康被害・問題がある対象者の声を代言^{*注)}する ① 健康被害・問題の状況について、対象者や家族に示す ② 健康被害・問題を持つ対象者や家族の状況について、関係者に提起する ③ 健康被害・問題を持つ対象者や家族の状況や苦悩を代言する ④ 学術的な場(学会や雑誌)などで、関係者に健康被害・問題の実態について公表する ⑤ マスメディア(報道や新聞など)や支援団体を通じるなど広く知れ渡るような方法で、社会の人々に健康被害・問題の状況を提起する
8. 多方面に働きかけ公的な対策を講じる ① 関係者・協力者と共に、健康被害・問題を解決する対策を立てる ② 個々の対象者の健康被害・問題を改善するような制度や資源を開発する ③ 健康被害・問題を持つ対象者や家族が長期的に健康で生活できる権利を保障する対策を考える ④ 同様の健康被害・問題の再発を防ぐ対策を講じる ⑤ 地域住民が健康被害・問題の解決に関わるよう、健康被害・問題への関心を高める働きかけをする
9. 健康被害・問題を持つ対象者の苦しみに寄り添う ① 健康被害・問題を持つ対象者や家族の生活のあり様を理解する ② 健康被害・問題を持つ対象者や家族の健康上の苦しみに共感し寄り添う ③ 社会に理解されない状況や差別・偏見への対象者や家族の苦しみや状況を理解する
10. 健康被害・問題を持つ対象者を長期的に関わり続ける ① 健康被害・問題を持つ対象者や家族の健康状況や生活を継続的に把握する ② 健康被害・問題への対策が講じられた後も、継続的に健康や生活のサポートをする ③ 健康被害・問題を持つ対象者や家族のニーズに応じた支援方法・内容を提案する
11. 保健師が健康被害・問題を持つ対象者に関わる信念を持つ ① 保健師が現状の保健政策で関わらない健康被害・問題を持つ対象者や家族に支援しなければならない根拠を説明できる ② 健康被害・問題を持つ人へ関わることに對する所属組織との方針が異なる場合でも、組織の理解を得られるよう働きかける ③ 人々の生命と健康を護る保健師の責任感を持つ ④ 健康被害・問題を持つ対象者に、中立・公平な立場でかわる

2) 質問紙調査の結果

調査の結果、保健所、保健センター保健師から226名、教員から49名の回収があった。

(1) 保健師調査の結果

分析の結果、回答者の年齢は保健師44.8歳(SD8.3, 最大62、最少27)、教員46.8歳(SD8.9)であった。「保健師の生存権を護る活動」に関して重要度について、保健師が「重要である、やや重要である」を合わせた回答が8割以下であったのが、「マスメディアや支援団体を通じるなど広く知れ渡るような方法で社会の人々に健康被害・問題の状況を提起する」54.5%、「学術的な場などで関係者に健康被害・問題の実態について公表する」66.2%、「健康被害・問題を持つ対象者や家族の状況や苦悩を代言する」71.6%であった。これらはいずれも【健康被害・問題がある対象者の声を代言する】のカテゴリに含まれる項目である。そのほかの項目については、保健師、教員とも8割以上が「重要である、やや重要である」と回答しており、生存権を護る保健師活動として重要な項目であることが確認された。

(2) 教員調査の結果

回答者49名のうち有効回答者は48名であった。回答者は平均年齢46.7歳(SD8.7)、保健師経験年数平均10.6年(SD8.0)、教員経験年数平均9.3年(SD6.5)であった。保健師の生存権を護る活動に関して重要度について、保健師が「重要である、やや重要である」を合わせた回答が8割以下であったのが、「マスメディアや支援団体を通じるなど広く知れ渡るような方法で社会の人々に健康被害・問題の状況を提起する」が60.87%、「学健康被害・問題の状況について、対象者や家族に示す」76.09%、「健康被害・問題を持つ対象者や家族の状況や苦悩を代言する」78.26%であった。これらはいずれも【健康被害・問題がある対象者の声を代言する】のカテゴリに含まれる項目である。そのほかの項目については、8割以上が「重要である、やや重要である」と回答されていた。

(3) 考察

本結果から、保健師が住民の生存権を護る保健師活動内容について明らかになった。さらにこの内容については、現場の保健師および保健師経験がある教員にとって重要な項目と認識されていることが確認された。保健師が憲法25条の生存権を護る活動を行っていることは、既存のテキスト等でも明記されているものの、活動の抽象度が高く具体的な内容を示すものはなかった。本結果により、生存権を護る活動内容について明文化され、保健師らの活動指標の一つになると考える。一方、今回比較的重要度が低かった【健康被害・問題がある対象者の声を代言する】活動については、既存の文献調査においては、重要な活動内容であった。今後この活動の是非について検討するとともに「生存権を護る保健師活動」について活動を定着するための教育内容や教材および教育方法を検討することが課題である。

害・問題がある対象者の声を代言する】活動については、既存の文献調査においては、重要な活動内容であった。今後この活動の是非について検討するとともに「生存権を護る保健師活動」について活動を定着するための教育内容や教材および教育方法を検討することが課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- 1) 岩本里織, 小倉弥生. カナダにおける健康格差を是正する看護食の教育, 神戸市看護大学紀要, 17. 6 5-7 1, 2013
- 2) 岩本里織, 都筑千景, 小倉弥生, 成瀬和子, 山下正, 金川克子. 韓国の公衆衛生看護教育と保健活動の見聞から 地域看護教育の現状と課題, 保健師ジャーナル 68(1), 0904-908, 2012.

〔学会発表〕(計5件)

- 1) 岩本里織, 山下正, 成瀬和子, 岡本玲子. 住民の生存権を護る保健師の活動日本公衆衛生学会総会, 山口. 2012
- 2) 岩本里織, 山下正. 生存権を護る保健師活動に関する研究-森永ヒ素ミルク「14年目の訪問」による学生の保健師活動の理解. 第1回日本公衆衛生看護学会学術集会, 東京. 2013
- 3) 岩本里織, 山下正, 成瀬和子, 岡本玲子. 森永ヒ素ミルク中毒事件の被害者を支援した保健師の「思い」. 日本地域看護学会学術集会. 2013. 8, 徳島(発表予定: アクセプト済)
- 4) 岩本里織, 山下正, 成瀬和子, 岡本玲子. 生存権を護る保健師活動に関する活動項目の重要度-保健師からの意見. 日本公衆衛生学会学術集会. 2013. 10, 三重(発表予定)
- 5) 岩本里織, 山下正, 成瀬和子, 岡本玲子. 生存権を護る保健師活動に関する活動項目の妥当性 保健師教育者の調査から. 日本看護科学学会学術集会. 2013. 12, 大阪(発表予定)

内容〔図書〕(計1件)

岩本里織, 他(編・著). 公衆衛生看護活動論技術演習. クオリティケア. 2010

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩本里織 (IWAMOTO SAORI)

神戸市看護大学・看護学部看護学科・准教授

研究者番号: 20321276

(2) 研究分担者

岡本玲子 (OKAMOTO REIKO)

岡山大学・岡山大学大学院保健学研究科・教授

研究者番号: 60269850

成瀬和子 (NARUSE KAZUKO)
神戸市看護大学・看護学部看護学科・准教授
研究者番号：70307122

山下正 (YAMASHITA TADASHI)
神戸市看護大学・看護学部看護学科・助教
研究者番号：90613092